

秘密表示 (朱印)

部数指示	発信用	執務用	備考
正信	1	0	1
あり そのまじ			

付属発信渡し

發送日	昭和43年4月11日
知照日	
発信	タイフーン 検査

文書課 (分類) 公 信 案 (分類)

公信 番号	北 第 32 / 号	公信 日付	昭和43年4月10日
大臣	工 管	起案	昭和43年4月9日
政務次官	局長	起案者	佐川
事務次官	参事官	電話番号	208
外務審議官	参事官		
外務審議官	北東アジア課		
官 房 長			

協議先

受信者	在韓国 木村太健	発信者	(外務)大臣 権名臨時代理 (希望發送日)
-----	-------------	-----	-----------------------------

写送付先

件 名
韓国人被爆者の自費治療希望について
(回報)

韓国人被爆者の自費治療希望について
2月20日付貴信政才718号に関し、
関係各省に照^会回せるところ、~~其~~厚生
省より回答を得たので、~~当該省~~の
~~回答未~~未^と接^あ到^えるも、同日
答を別添のとおり送付する。

付属空便(行)

377
2
1
衛 発 第 2 6 4 号

昭和 4 3 年 4 月 4 日

外 務 省 ア ジ ア 局 長 殿

厚 生 省 公 衆 衛 生 局 長

韓 国 人 被 爆 者 の 自 費 治 療 希 望 に つ い て

昭 和 4 3 年 3 月 4 日 重 北 合 第 7 6 9 号 を 以 て 照 会 の あ つ た 標
記 に つ い て は 、 別 添 の と お り 回 答 す る 。

(1) について

原爆被爆者については、現在「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」があり、同法第14条

の2により原子爆弾の放射線を多量に浴びた被爆者（「特別被爆者」という。）は、医療を全額

公費で受けることができ、また、同法は居住地の建前をよつているので、外国人であっても日本国

内に居住する場合には、同法の適用を受けることができる。従って 居住条件を満たさない場合は

公費による医療を受けることはできず、また、同法の適用を受けることを目的とする入国は望ましくない。

(2) について

現在のところ、そのような特別な取扱をする制度はない。

(3) について

広島、長崎の両原爆病院は、被爆者のための医療を主体とする病院であるが、可能な限り、国籍等にかかわらず、外国人被爆者についても、収容治療を行なっている。

(4) について

被爆者であることを証明する被爆者健康手帳の交付の申請にあたっては、次のような書類を添付することを求めているが、このいずれもが無い場合には、本人以外の方が証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書でも代替することができる。しかし、この場合は、決定権者である都道府県知事（広島市、長崎市の場合は、

市長)が被爆の事実について詳細に審査する。

① 当時の罹災証明書その他公の機関が発行した証明書

② 前号のものがない場合は、当時の書簡、写真等の記録書類

③ 前二号のものがない場合は、市町村長等の証明書

④ 前三号のものがない場合は第三者(三親等内の親族を除く。)二人以上の証明

なお、被爆者の定義等詳細な点については

別に「原爆医療関係法令集」を添えるので

参照されたい。